

田口卯吉と通貨本位論議

松野尾 裕

はじめに

日本は、1897（明治30）年3月29日に貨幣法を公布し、同年10月1日をもって通貨制度を銀本位制から金本位制へ移行させた。「銀価下落」問題に始まり金本位制採用に至るまでの幣制改革＝通貨本位論議は、明治20年代の日本の経済政策論争史に重要な位置を占めているのであるが、そこでの論争の構図は、やや単純化して見るならば、世界的な“金高銀安”傾向下での銀本位制の輸出促進効果を重視する銀本位制維持論者と、そうした輸出促進効果は物価騰貴により早晩消滅するとみなし、この際欧米諸国に見られる金本位制移行の潮流へ乗りおくれないう金本位制実現の方法を模索すべきであるとする金本位制採用論者との対立という形をとっていた。

こうした通貨本位論議の一角に田口卯吉もまた加わっていたのであるが、田口の主張は一貫して複本位＝金銀両本位制の論理を根底においたものであって、そこを一步も出ることにはなかった。そのことが銀本位制維持論にも与せず、また金本位制採用論にも与しない田口の立場をつくっていたのである。本稿では、まず、その田口卯吉の説える複本位制の論理にもとづく主張を、時間的順序に即して辿りながら理解することに努めたい。そして、経済学協会の例会および臨時会で行なわれた通貨本位をめぐる諸議論の内容の検討をはさんで、田

口が通貨本位論に込めた意図を明らかにしてみたいと思う¹⁾。

本論に入る前に、ここで、貨幣法公布＝金本位制採用に至るまでの歴史的経緯について、その概略を見ておきたい。これまでの明治期通貨史研究が明らかにしているところによれば²⁾、日本は、1871（明治4）年5月10日に新貨条例の公布をもって金本位制（1円＝金1500mg）とし、一旦は本位金貨の铸造・発行にとりかかったのであるが、まもなくその金貨が世界的な金価上昇にあおられて夥しく海外へ流出したために、数年を経ぬうちに铸造は激減し、新貨条例下にあつて貿易通貨として設けられた1円銀貨（＝円銀）が実質上の本位貨幣となったのである。さらに、新貨条例の公布から6か月後の12月27日に「新紙幣」発行を布告したことから、大量の不換紙幣が発行され始め、国内に流通する通貨はほとんどが紙幣となる状態であった。こうして大隈財政下の幣制は、不換紙幣をもって国内通貨とし、銀貨をもって対外支払手段とするという形をとり、紙幣濫発の結果、銀貨と紙幣との価値比率（＝銀紙格差）は拡大し続けた。そして、ようやく1885（明治18）年5月9日に、日本銀行が銀兌換紙幣を発行し、次いで翌86年1月1日からは旧来の不換政府紙幣についても銀兌換を行なうこととして、ここに紙幣の正貨兌換という意味での銀本位制が成立したのである。ただし、法制上は1871年の新貨条例（1875年に貨幣条例と改称）がほぼそのまま効力をもち、円銀もこの間の諸法令によって無制限法貨としてその自由铸造が認められていたから、結局、通貨制度は金銀公定比価を1対16.17とする複本位＝金銀両本位制的性格を有することとなった。この後、

-
- 1) 田口卯吉の複本位制論を扱った最近の研究として、中村宗悦「近代日本における経済論のヴィジョン—田口卯吉の自由貿易論・本位制論を中心に—」『杉野女子大学・杉野女子大学短期大学部紀要』第29号（1992年）所収。
 - 2) 以下本稿で述べる金本位制採用に至るまでの歴史的経緯については、主に、小野一郎「日本における金本位制の成立」(1)(2)『経済論叢』第92巻第3、5号（1963年）所収、同「日清戦争賠償金の領収と幣制改革—日本における金本位制の成立(3)—」同第94巻第3号（1964年）所収、同「添田プランと高橋意見書—明治30年貨幣法案の準備過程—」同第5号（同）所収、中村隆英「明治大正期の経済」（東京大学出版会、1985年）特に第2、3章、山本有造『両から円へ—幕末・明治前期貨幣問題研究—』（ミネルヴァ書房、1994年）特に第2～4章に拠った。ただし、これらの著作はいずれも、本稿における考察の主な対象である田口卯吉の議論には触れていない。

1897 (明治30) 年10月1日に貨幣法が施行される (=「第2次」金本位制) まで、このような法制上は金銀両本位制的な、実態としては銀本位制という幣制が続いたのである。

日本の金本位制確立は松方正義の強力なイニシアティブによって成し遂げられたとするのは通説が教えるところであり、確かにそれは、日清戦争 (1894年8月～95年3月) における勝利の結果とともに、欧米列強の国際政治上の諸対抗との関係をも反映したものであって、日本のその後の国際的諸関係を大きく規定するものとなった。松方は大隈財政下に進行した紙幣濫発→インフレーションを沈静化するために (すでに大隈がその着手を余儀なくされていた) 紙幣整理を遂行し、通貨政策に関しては断固たる「正貨主義」の立場をとったから、銀本位制の成立と時をいつにして顕著になり始めた世界的な銀価下落傾向の加速化が松方に銀本位制にたいする危惧感を抱かせたことは確かである。しかしながら銀価下落は、銀本位制下の日本にとっては、紙幣整理によってもたらされた物価下落・安定の効果も加わって、輸出貿易を拡大し、それは同時に金利低下や農民層分解→労働力創出の進行といった要因とも結合して、資本家的企業の発展を促進したのであり、1880年代後半から90年代初頭の時期は、経済史研究者によって「企業勃興期」と呼ばれているのである。松方は、1887 (明治20) 年12月に田口卯吉の主宰する経済学協会に「銀価下落」問題についての調査を諮問し、翌年3月にその調査報告書を受け取っている。その調査報告では、銀価下落について楽観的な見方が支配的であった³⁾。そして1890年に一時的に反騰した——アメリカにおけるシャーマン条例 (=銀の定期的買入れ、銀貨兌換紙幣発行) の成立による——後、再び下降し始めた銀価は、1893 (明治26) 年には金銀比価1対26.70にまで下落し、ここに至って松方は蔵相渡辺国武に命じて貨幣制度調査会の設置を決め、同年10月14日に勅令をもって貨幣制度調査会規則が公布された。田口卯吉はこの調査会において委員の一人として

3) 経済学協会の「銀価下落」に関する調査については、拙稿「田口卯吉と経済構想チーム—経済学協会の調査・提言活動—」『愛媛経済論集』第13巻第1号 (1993年) 所収、4～9頁を参照。

活動し、自説の複本位制論を展開した。貨幣制度調査会の報告は1895年7月に蔵相松方正義に提出されているが、審議の際の調査委員の意見では必ずしも金本位制採用を支持する声は強くなかった。むしろ「目下の改正必要の有無」ということでは必要なし＝銀本位制維持を支持する者が圧倒的多数を占めていたのである。だから、1897年10月1日からの金本位制移行は、貨幣制度調査会の審議内容を尊重したというにはほど遠く、むしろ、当初からその機をうかがっていた松方らが、日清戦争の勝利によって清国から支払われることになった多額の賠償金をイギリス・ポンド金貨で受け取ることに成功したことから、それに依拠して「必死の覚悟を以て」（松方）くだした政治的決断によって実現したものと見られなくもないのである。そして、その強引な決断の背後には、欧米諸国からの生産手段や軍需品の購入にたいする支出増大を懸念する大資本や財政当局の、欧米諸国＝金本位制国との通貨関係安定化を絶対的に重視する露骨な姿勢が見えかくれしていたのである。

I 複本位制主張の論理

田口卯吉は、日本の通貨本位のあり方に関する諸議論において、複本位制とすべきことを明確に主張した人物である。上で見たような大隈財政下に行進した一方での不換紙幣の増発と、他方での正貨の海外流出の激化とが、田口に兌換制度の早期実施を主張させ⁴⁾、さらに彼を通貨本位の議論へとかりたてた。田口は1881（明治14）年1月に「貨幣の制は複本位に如かず」と題する論稿を執筆し、『東京経済雑誌』に掲載している。田口はいう。

「抑も貨幣は金を以て本位と立て〔る〕べきか將た銀を以てすべきか、將た又た金銀兩本位を用ふべきかは、経済上の一大問題にして一国の大事なり。故に欧米諸国に於ては、或は議院に於て、或ひは各国同盟会に於て、頻りに其得失を討究して止まず。学士新聞記者の之を論ずるに至りては、実に汗牛

4) 田口卯吉「幣制改革論」（1879年10月15日、10月30日）『鼎軒田口卯吉全集』第7巻（吉川弘文館、1990年復刊）所収。

充棟^た菅^たならざるなり。然るに我国の識者未だ之を講究せざるは抑も何の理ぞや。

今や我廟堂の施政に於て紙幣下落を救治するの一挙措を見る能はずと雖も、下民の之が為に窮困餓死に至るもの各地に多きを以てすれば、我廟堂の之を久しく放置せざるや知るべし。紙幣にて本位に復せば貨幣本位の事直に起る。茲に至りて之を論ずる太だ遅し、故に余は其論題の早く我国に決定せんことを望むなり」⁵⁾。

田口卯吉は通貨本位論議が広く世論におこることを期待していたことがわかる。そこでまず田口は、横浜居留地の外国人の間で論じられているような「東洋は銀貨多き故に日本亦た銀貨を本位とせざるべからず」とする説が「現に我国上等社会の中に於て非常の信用を得」ていることを指摘し、これを批判する。すなわち、「余の見る所を以てするに、東洋仮令金貨少きも、日本に於て金貨本位を維持するに難しとせざるなり。……何となれば経済世界の大法たる、需用あれば供給来るの制なれば、我国金貨を本位として金貨の来たらざる理なければなり」⁶⁾と。つまり田口は「日本必ずしも銀貨を本位とするを要せざること」をまずはっきりと述べ、その上で、単本位制と複本位制とではいずれに利があるか、と議論を進めている。田口が複本位＝金銀両本位制を支持する理由は明快である。すなわち田口は次のようにいう。

「蓋し貨幣に貴ぶ所は其価の動揺せざるの一事にあり。単本位複本位の別かる、所以も、其動揺の多小如何を争ふに過ぎざるなり。単本位にして価の動揺少なければ、単本位は貨幣の美制なり、複本位にして動揺少なければ、複本位は貨幣の美制なり。余は実に複本位を以て動揺少しと認むるものなり」⁷⁾。

そして田口は続けて述べている。もちろん「物の価たる常に動揺せるものにして、固より一定不変なる能はざるなり。……然れども人力を以て動揺少なか

5) 田口卯吉「貨幣の制は複本位に如かず」(1881年1月28日、2月5日)同上書所収、103頁。

6) 同上、104頁。

7) 同上、105頁。

らしむるを得べし。蓋し貨幣のものたる初めより人作なり。其製造は政府の特権にあり。政府にて尺度権衡を制定するの権ある以上は、政府は貨幣を人民に濫鑄せしめざるの権あり。……是れ決して自由干渉の議論に関係なく、恰も議会の議長に議場を整理するの権を許すと同一の事なり」⁸⁾と。

田口は、金銀需給量の増減に応じて金銀市価が高低し、それに伴って通貨供給量が変動するために物価が下落あるいは騰貴する、という一連のメカニズムを説明し、この場合、複本位制下のほうが単本位制下に比べて、諸物価の動揺は小さくてすむと述べている。そして、複本位制下にあつては金銀市価の変動自体も小さくなる、と。そして田口は、この複本位制の実施を有効なものとするために、世界諸国による複本位制に関する「同盟」の設立を説く。

「故に世界の諸国同盟して金銀兩本位の制を定め、金一銀若干と公定の価格を立つときは、其価格は長く保持するを得べきなり。……然るときは金銀兩貨の相場変動少なくして、長く通商を利益すべしと信ずるなり」⁹⁾。

ただし、ここでの田口の主張にあつては、「同盟」は複本位制実施のための前提条件となっているわけではない。そのことは、この論稿の末尾に付されていることわり書きで「余の主意は、外国にて複本位を用ひざるも、日本は複本位を用ふるを利とすると云ふに在り」¹⁰⁾と記していることからわかる。

この「貨幣の制は複本位に如かず」の論稿が『東京経済雑誌』に2回にわたって掲載された後、同年2月から4月にかけて『東海経済新報』との間で議論の応酬があった¹¹⁾。日本において複本位制を実行することは不可能であるか、あるいはたとえ実行したとしても世界の金銀市価の変動に与え得る効果は微々たるものにすぎないと説く『東海経済新報』の記事に対して田口はひとつひとつ反論を試み、そして「余輩の企画する所は、日本の紙幣価格を復する後複本位

8) 同上、105～106頁。

9) 10) 同上、108頁。

11) 田口卯吉「東海経済新報記者の駁議に答ふ」(1881年2月25日)、「再び東海経済新報記者に答ふ」(同年3月15日)、「三たび複本位を論ず」(同年4月15日、4月25日) 同上書所収。

の制を日本に施さんとするにあり。外国の我と同盟すると否らざるとに因りて、日本の幣制を変改するが如きにあらざるなり」¹²⁾と述べ、自説を確信している。

この後田口卯吉が通貨本位について再び発言を開始するのは、1886(明治19)年1月より銀本位制が実施された後、同年8月に「欧米の商業不景気は金貨単本位の結果なり」と題する論稿において、欧米諸国における金本位制の採用によって金価騰貴が引き起こされ、その結果「金価此の如く騰貴したるを以て、金貨を本位とせる欧米諸国に於ては物価下落せざるべからざる」ことになったと述べた¹³⁾のを経て、1892(明治25)年になってからのことである。そこでは「銀価下落」問題とのかかわりにおいて世界諸国の通貨本位のあり方をめぐる議論へと田口の関心は向かうことになる。同年9月の論稿「銀価下落に関して各国政事家の注意を望む」の冒頭で田口は10年余り前の自説の確信に立ち帰りながら次のようにいう。

「余輩は夙に金銀両本位制の経済の理に適せる事を思ひ、我経済雑誌創立の初に当りて之を主張したりし事ありき。当時我邦は勿論、欧米諸国と雖も此制度の真理に適せる事を信ずるもの少かりしが、其後銀価下落の勢滔々として防ぐべからざるに至りて、欧米の輿論は大約両本位論に傾ける如し。余輩^{ひそか}に真理の終に押ふべからざることを思ふなり」¹⁴⁾。

ところが世界経済の現実の動きは田口のこの主張とは反するものとなっていた。田口はいう。「然し乍ら実際の事情は大に之に反し……欧米全土を挙げて殆んど金貨本位の国となさんとするの傾きあり」。それでは「抑も各国の政治家は、何を以て斯く金銀両本位を採用せずして金貨単本位を採用する乎」。その理由として田口は3つの事柄を挙げている。すなわち、第1に「金一銀若干と云へる割合を各国の間に契約するも各国は之を固守せざるべしと思惟する事」、第2に「銀の産出国は米国なるを以て、両本位制の下に利益するものは米国なりと思惟する事」、第3に「欧米諸大国の連合は未だ以て両本位制を示

12) 田口卯吉「三たび複本位を論ず」同上書、112頁。

13) 田口卯吉「欧米の商業不景気は金貨単本位の結果なり」(1886年8月7日)同上書所収。

14) 田口卯吉「銀価下落に関して各国政事家の注意を望む」(1892年9月3日)同上書所収、120頁。

すに足らずと思惟する事」である。田口はこれらの事柄がいずれも杞憂であるかあるいは偏見であることを説き、金単本位制の採用によって貨幣市場は一層の動揺を余儀なくされることを述べている。そして、金銀両本位制の下において「金銀の割合を公定せば、爾後世界金銀の市価は全く此公定価格と一致し、外国為替相場は現送費より多く動くことなかるべし。通商上の利益之より勝るものあらざるべきなり」と強調するのである¹⁵⁾。論理上、複本位制の有利さが明らかである以上、その採用に躊躇すべきことはなかった。田口は、欧米諸国がまず率先して、協調して複本位制の採用に踏みきるべきことに期待をかけた。

「余輩は切に各国政治家殊に欧米の政治家に勧告し、速に両本位制を採用せん事を希望して止まざるなり。余輩は欧米諸国にして連合せば、世界金銀の市価を一定するの力ある事を疑はず。世界金銀の市価にして一定せば、商業上の利益之より大なるものなき事を疑はず。……余輩何を以て特に欧米各国の政治家に希望する乎。何となれば欧米にして連合せば、他の大陸は連合せざるも、十分に両本位の美を顕はし金銀市価の変動を防遏するに適すればなり」¹⁶⁾。

1892年11月にアメリカ合衆国の提唱によって開催されたブリュッセル万国貨幣会議では銀価維持策が模索されたものの、それが不調に終わり、その結果インドにおける銀貨自由鑄造の停止とアメリカ合衆国におけるシャーマン条例の廃止とが施行された。ここに至っては複本位制採用＝金銀市価安定の主張はもはやその現実性を稀薄にせざるを得なくなったかに見えるのであるが、しかし田口の複本位制支持の立場はゆるぎないものであった。1894（明治27）年1月には「銀価挽回策に関して米国官民に檄す」ならびに「銀価挽回策に関して仏国政府に檄す」という論稿を田口は執筆している。それらにおいて田口は次のように「銀価挽回策」を提案する。

「米国政府が銀貨を排除するは、殊に自国の銀鋌を害するのみならず、其本

15) 同上、120～123頁。

16) 同上、123頁。

位を騰貴して物価を低落し、商業社会を混乱することは免かるべからざるなり。然らば即ち米国政府が宜く執るべきの策如何。

第一、国庫に於ける諸剰余金（金銀受取証券発行の為に収入したる金銀は別として）は、凡て出して以て公債を償却すること。……

第二、金貨受取証券の発行を停止し、単に銀貨受取証券のみを発行すべし。

……

第三、仏国に紹介して彼国が従来其の国立銀行に蒐めたる金貨を出さしめ、米国亦た其の報酬として其の商業の膨脹に応じたる銀貨若干額を若干年間に官鑄すべし。

余輩は此三策を行ふときは、世界の金銀比価は必ず一八七三年以前の如く金一銀十六の割合たることを疑はず。然るときは、始めて以て銀貨自由鑄造を行ふを得べきなり。是れ合衆国の利益にして亦世界の利益なり。嗚呼合衆国たるもの何ぞ速に此の三策を行はざる」¹⁷⁾。

そして、フランスに対しても上記の第3の策に関連して「銀価挽回」を訴えている。

「仏国は万国貨幣会議に於て常に金銀兩本位論に同意し、銀貨をして本位貨幣たらしむる点に於て力を致せり。然れども事實に於て、仏国は大なる金塊吸収国なり。……余輩は仏国政府は銀貨の価格を挽回するに熱心なる政府たることを知る。爾かのみならず其の人民は金価騰貴の為に方に困難を蒙れるを知る。故に余輩は、仏国政府が其の国立銀行に貯蓄せる金塊を売出し、銀塊を以て之を代用するの政略を執らんことを希望せずんばあらざるなり」¹⁸⁾。

田口卯吉は、この前年1893（明治26）年10月に設置された貨幣制度調査会に委員として参加し、1895（明治28）年7月の松方正義蔵相への『貨幣制度調査会報告・同附録』の提出に至るまで同調査会で精力的な活動を続けていた。その田口が経済学協会の例会において「日本帝国が複本位主義を是認するの必要」

17) 田口卯吉「銀価挽回策に関して米国官民に檄す」（1894年1月20日）同上書所収、146頁。

18) 田口卯吉「銀価挽回策に関して仏国政府に檄す」（1894年1月27日）同上書所収、146～149頁。

という題でもって演説を行なったのは『報告』提出に先立つ1895年3月16日のことであった¹⁹⁾。田口はいう。

「諸君、余は今日複本位制のことに付きて卑見を述べんと欲す。世界の将来と云ふ訳にもあらざれども近々此世界は複本位制を行はざるべからざるの時機に切迫したるにより、一日も早く欧州諸国をして複本位制を行はせしと考ふるなり。然るに経済の理を知らざる者、或は商業の事情に通ぜざる者ありて、此複本位制を行ふことを妨げ居るなり。左れば我日本に於て若し此複本位制に賛成を表したらんには、大に欧州に於ける複本位制論者の勢ひを鼓舞作興するの力あらんかと考ふ。然るに不幸にして日本に於ては従来此問題を十分に研究するの時機なかりしのみならず、又今日に於ても十分に研究せざるべからざるの時機に至らざるなり。其理由如何と云ふに、銀価問題即ち銀価下落に付きては先づ我日本国民の多数は利益を為して居るなり、故に左程研究せざるも可なり。然るに欧州諸国に於ては全く之と其事情を異にし人民は実に金貨本位の爲めに苦み、頻に政府に迫りて早やく複本位制を行はせしと希望し居れども、不幸にして未だ実行せらるゝの運に達せざるなり。故に其研究は甚だ至れり。左れば我日本国民にして此際に立ちて欧州に於ける複本位制を行はんとするの勢を助けたらんには、速に世界に複本位と云へる美なる制度の行はるゝ端緒ともならんかと考ふ。是れ余が諸君に向ひ複本位制の利益を述べ且此制度は左程むつかしくなく行はれ得べきの事情を述べ以て諸君の教を請はんと欲するなり」²⁰⁾。

この日の田口の演説は複本位制支持の自説を実に理路整然と展開した堂々たるものである。田口にしてみると、近年の欧米諸国における物価下落による農民・職工の困窮そして貿易衰退の事態を「経済の理」あるいは「商業の事情」に則して考究するならば、「金貨単本位の誤謬は多弁を要せずして明なることにて、是れ畢竟一の迷想にてありしと云ふも不可なかるべしと信ずるなり」と

19) 『東京経済雑誌』(以下『東経』と略記)第769号(1895年3月23日)449頁。

20) 田口卯吉「複本位制に就て」『東経』第770号(1895年3月30日)467~468頁。

いうほかなかつた。「抑も貨幣は成るべく数の多き方貿易をして発達せしむるものなることは今日経済学者の大概認め居る所の論説なり。……是非とも金銀共に貨幣とし貨幣を沢山にし而して世界の貿易を序理せしむる様なさざるべからず。故に金銀兩本位は既に理論と實際とに於て為さざるべからざるの必要を見る」と田口は述べる²¹⁾。そして田口は、複本位制にあっては自由鑄造認可の下で金銀間の「造幣相場 (ミント・プライス)」と「市中相場 (マーケット・プライス)」とが「恰も符節を合したるが如く、少しも其間に差異なきに至る事」を懇切に説明し、「故に大なる商業国が連合して適當なる金と銀との割合〔＝「造幣相場」〕を定め其割合を採用せば、それにて世界の金銀相場の動かざることは期し得るなり」と説くのである²²⁾。

欧米諸国における1870年代以後の金本位制移行とそれに伴って生じた金価騰貴＝物価下落は欧米の経済活動を著しく停滞させることになったが、他方、銀本位制下にある日本にとっては逆に国際貿易上有利な地位を占める結果となったことから、世論には銀価下落＝物価騰貴をむしろ歓迎する向きがあった。このことに関して田口は次のように自らの見解を示した。

「我国に於ては……貿易上に於ても欧羅巴を圧するが如く、迫々輸出の盛大を來たして輸出商人を利益し、又米相場等も迫々騰貴して、今日地方の農家は大に利益し居るなり。斯の如き有様なるを以て、銀価下落と言へることは我日本に於ては却つて利益し居ると云ふが如く考へ居る者もありて、今一層銀価の下落せんことを切望するとまで論ずる者もありて敢て苦を訴ふる人なし。然れども此事たる我々の考ふる処にては到底今日の如く為し置くは不可なりと思ふ。如何となれば此間に於て大に損失を為し居る人あればなり……」²³⁾。

ここで「大に損失を為し居る人」として田口が挙げているのは第1に「金持」＝「公債証書又は株券等を所持し居る者」、第2に「官吏職工其他一定の給金

21) 同上、468頁。

22) 同上、468～469頁。

23) 同上、473頁。

を取る者」、第3に「政府」である。田口は続ける。

「畢竟經濟上の秩序一国の秩序は自から適當なる所に定め置かざるべからず。今日米価の八円以上²⁴⁾と云ふが如きことは甚だ不可なり。米価今少し下落するも可なり。政府今少し利益するも可なり。又給金取りの如き者も今少しく此の点に於て利益するも可なり。而して農民は今日ほど利益せざるも可なりと云ふ考へなり。左れば銀価の今日より恢復することは我日本国にても洵に望ましきことなり。

斯く言はゞ輸出商人或は地方農民等は之に反対するかも知れざれども、真正に國家の利益を図るならば今少しく銀価の騰貴することを望むの適當なることを信ず」²⁵⁾。

田口卯吉が銀本位制維持＝銀価下落容認論者ではなかったことは、上に引用した叙述から明らかである。むしろ田口は銀価下落＝物価騰貴による給与生活者の困窮や政府財政上への弊害を重く見ていた。結局田口の見るところでは、金本位制下における諸事情と銀本位制下におけるそれとはいわば表裏一体のものであった。そして田口はいう。「而して若し此の複本位制が行はるゝときは、歐羅巴のみならず、我日本の如き銀貨通用国にても、其定め方に依つては金貨も通用する理窟となるなり」。そして「今日の如く金銀相場の変動する時は、仮令外債を望むも到底行はれざることなり。……若し複本位制が行はるゝときは、金銀の相場に変動を生ぜざるを以て、銀貨にて借入るゝも金貨にて借入るゝも即ち始より毫も憂ふる所なきなり」²⁶⁾と。

日本の銀本位制下における「銀価下落」＝物価騰貴の進行という事情のなかで、田口卯吉の複本位制支持の主張は、なによりもまず、国際的な協定關係の締結を通じて金銀比価を一定とすることによって通貨価値の安定化をはかり、同時にまた国内物価の引き下げをねらうものであった、といえる。

24) 玄米1石当りの価格。

25) 田口卯吉「複本位制に就て」『東経』第770号、473頁。

26) 同上、473～474頁。

II ドロップースの演説とそれをめぐる討論 ——経済学協会例会に於て——

経済学協会でもって通貨本位問題について討論が行なわれたのは、先の田口卯吉による複本位制採用を主張する演説から2年後、金本位制実施を定めた貨幣法案が議会上程される直前の1897（明治30）年2月20日の例会においてのことであった。この日の例会の様子を『東京経済雑誌』の記事は「経済学協会と幣制問題」という見出しの下に次のように伝えている。

「東京^(ママ)経済学協会は去二十日の夕、其例会を富士見軒に開けり。時節柄会員の来集意外に多く、且会員外の人にして臨時来会せしもありて、其数八十余名に及び、近年に稀れなる盛会なりき。来賓慶応義塾大学講師米人ドロツパース氏複本位主義に拠り、日本政府幣制改革の非を論じ、終て一同晚餐に移り、席上田口氏はドロツパース氏に対し謝辞を述べ、ドロツパース氏の挨拶ありて席を樓上に移し、大に論戦を開けり。先づ添田壽一氏はドロツパース氏の所説（第一）複本位制の将来は万国共同の望ありて其実行を庶幾し得べし、（第二）金銀比価の変動は銀の下落に非ずして金の騰貴に基く、清国の物価が騰貴せざるは是を証するに足る、（第三）下落する貨幣を本位とするは国家の利なり、（第四）日本は銀貨国なりし為め大に外国貿易の発達を來したるなれば今後益々之を利用すべしとの四点に就き、一々論駁を加へ、次で阪谷芳郎氏は幣制改革の由来及び施行方法に付意見を陳べ、松本君平、呉文聡、桜田助作の三氏は添田阪谷二氏の説を反駁し、小手川豊次郎氏は銀価将来騰貴すべき見込あれば、今日金本位を行ふの必要あり、下落すれば其必要なしとの説を述べたり。尚関輪正路氏の發議にて政府より幣制改革案を議会上提出すると同時に更に臨時会を開くことに決し、十二時頃散会したり」²⁷⁾。

ドロップース（Garrett Droppers）は当時慶応義塾大学理財科主任教師として在日し、近世日本の経済学説の研究を進めると共に、幣制改革論議をはじめ

27) 『東経』第865号（1897年2月27日）338～339頁。

とする時事問題にも積極的な関心を示していた²⁸⁾。ドロップァースは「余が今本位の事を説くに当り、或は一方に偏せるの観あるやも図り難けれども、余は出来る限り公平且つ正直を期するの外他念なし」²⁹⁾と前おきして本題に入った。

ドロップァースは、まず、金本位制採用を支持する主張に見出されるその根拠を4つにまとめて示す。すなわち第1に「日本は取引先きの半数以上を占むる国々へ対し為替相場の平準を維持するを得べし」、第2に「更に銀貨下落の為め被る可き不利を防ぐを得べし」、第3に「外国の資本家は自国に投資するも日本へ投資するも安全の程度内外同一なる可し」、そして第4に「日本は文明国の通貨より劣れるものを使用すと云ふ嘲を免る可し」³⁰⁾。そしてドロップァースは、これらの金本位制採用支持の根拠のそれぞれに反駁を加えていく。まず第1に「金貨国との為替相場には平準を得べきも、支那、印度、フィリッピン群島、海峡殖民地等の顧客に対して由々しき故障を醸す可きこと確実なり。東洋に於て商権の牛耳を握らんとする日本の望は自然の数にもあり。又至極尤もなれども、東洋に行はるゝ共通の幣制を破りては果して本望を遂るを得べきや」。インドがその良い例であるとドロップァースはいう。「印度が銀貨の自由鑄造を廃したるとき、其利益は自他孰れに帰したるやと尋ぬるに、自国は毫も利を受ざるのみか、他の競争国に乗ず可き好機会を与へたる結果を生じたるは世人の普く知る所に非ずや」³¹⁾。第2に「日本は棉花、石油、船艦などを外国より買入るゝに当り銀貨国なるが為め一層多額の代価を支払はざる可からずと云ふものあらんなれども、此種の論者は欧米に於て〔1873年の恐慌開始より〕二十五年來物価追々下落したる事実を忘れたるには非ざるか。鉄軌を始め石油、

28) ドロップァースの仕事に関しては、西川俊作「G・ドロップァースの履歴と業績」『三田商学研究』第26巻第1号（1983年）所収、同「G・ドロップァース—その日本経済研究」『経済セミナー』第346号（1983年）所収、を参照。日本の幣制改革に関するドロップァースの所説を紹介・検討したものとて、中村隆英『明治大正期の経済』74～76頁。なお、ドロップァースが1898年にサウスダコタ大学の学長に推挙されたのは、その銀価問題に関する所説が評価されたものといわれている。西川俊作「G・ドロップァースの履歴と業績」112頁。

29) ドロップァース「金貨本位に就て」『東経』第865号、324頁。

30) 同上、325頁。

31) 同上、327頁。

麦粉、棉花に至るまで銀を以て計れば、其代価は何れも二十年或は十五年前より廉なるは實際にて、欧米より日本へ輸入する重要品中には以前より更に高きものありとは甚受取り難き所なり」。加えて「仮りに一步を譲り日本の通用銀貨が多少下落せりとするも、騰貴通貨の危険に比して害悪は孰れぞ又人民の貨幣に対する信用固く、信用制度備はり、貨幣の下落に急激過度の憂なしとして多少の物価騰貴は左まで恐る可きか一考を煩はしたきものなり」。ここでドロップスは、物価騰貴はその下落に比すれば「殖産商業に活気を与ふるの大なるは争ふ可からざる所」とする説を支持している³²⁾。第3に「是れまで多年の間日本政府は外資の国内に入るを拒ぐに汲々として外人の公債株券に投資するを禁じ（但し公債には一の例外あり）、又特定の土地を超えて地所を有するを禁じたるに、今金貨論者が銀を排斥する理由に此本位にては外資の来入を妨ぐるの幣ありと云ふは前後矛盾の甚しきものに非ずや。外国の資本を招かんと欲するものは先づ故障となる可き法律の変更を主張するこそ事の順序を得たるものなるべし」³³⁾。そして第4に「金は銀より優等の金属なりと云ふ説は唯感情より出でたるものにて敢て取るに足らず。……此感情説は高等有力なる社会の間に頗る勢力ある由にて……申さば金熱に浮かされたるもの」といわざるを得ない³⁴⁾。

以上に見てきたところから分かるように、ドロップスのこの日の演説に見られる主張は、「複本位主義に拠り」と伝えられてはいるものの、その実質的内容は日本が現行の銀本位制を維持すべきことを説くものであったといえる。ドロップスは結論している。

「日本の繁盛を致したるには種々の原因ある可きが、中にも現行の本位制こそ其第一なること明白なるに之を棄て到る処に害を醸したる幣制を採用し自ら繁栄を妨げんとするか、甚だ解し難き次第と云ふ可し」³⁵⁾。

32) ドロップス「金貨本位に就て（承前）」『東経』第866号（1897年3月6日）370頁。

33) 同上、370～371頁。

34) 同上、371頁。

35) 同上、372頁。

このドロップパースの演説に対して添田壽一と阪谷芳郎とが反論を述べている。添田と阪谷の両人は松方正義の方針の下に大蔵省における金本位制制定へ向けての立役者であったことはよく知られている。まず添田壽一が発言した。

添田はその発言の冒頭で複本位制の非現実性を述べている。添田はいう。「此複本位説は一の理想としては宜しうございますが、……殆ど列国全体が有力なる経済国として同盟しなければ行はれませぬ、故に果して実際に行はれるや否やと云ふことをどうか御研究を願ひたいのであります」。たとえ万国貨幣会議が開かれたとしてもその成功は難しいと添田はいう。なぜならば「金銀の比価を定める上に於て必ず列国利益上の衝突と云ふものがありまして、^{とて}逆も議は纏らぬと云ふことは是迄の経歴から断言」できるからである。「国家の事業を学説上面白いと云ふことを以て満足する訳には参りませぬ」³⁶⁾。次で添田は、金銀価の変動を金本位制国と銀本位制国との物価比較によって示そうとするドロップパースの議論を批判し、金銀価の変動はそれぞれの「生産の変動」から論じなければならないという。そして、ドロップパースの物価騰貴を是認する議論に対しては、「私は寧ろ物価の騰貴を避けて激烈に来てはいけませぬが、少しく下向きになる方を望む」と述べる。日本が「銀貨下落の御蔭」で対金本位制国との貿易において有利な地位にあったことはドロップパースのいう通りであるが、しかしこれとても「銀貨の下落する程度若くは下落したる程度まで物価騰貴せざる間は我邦が利益を得た」のであって、物価騰貴の割合が銀貨下落の割合と同じになればその利益は生じない。「況や金貨国の物価が下落して我邦の物価が騰貴に傾いて居れば此金貨国と競争する上に於て大に考へなければならぬのである。そして日本が金本位制国となった場合、対金本位制国との貿易において中国等の銀本位制国との間で不利な立場におかれることは確かであるが、その不利益は製品の差別化や品質の改善によってふせぐことが出来るであらう。添田はいう。

「徒に此銀貨下落と云ふやうな、即ち一時の偶然の利益を頼みとせず我邦は

36) 添田壽一「次に」同上誌、373頁。

益々生糸、茶と云ふやうな輸出品を改良増殖を計らねばならぬと云ふことは何れの点から見ても必要であります。其他又金銀の比価は動揺極りなきものであるから之を頼みとすることは大体に於て私は宜しくない³⁷⁾。

添田にしてみれば、複本位制がたとえ学理上理想的な幣制であるとしても、その実現の見込みがない現実にあつては、銀本位制継続と金本位制採用とのいずれかの選択しかありえない。「若し多少の欠点があると見ても一部分の為に此国家の幣制と云ふものを鞏固なる基礎の上に置き国民の享くる大利益を犠牲にすることは出来ない」。添田は「列国が一番重んずる貨幣」が金貨である以上、金本位制採用こそが日本経済にとっての「鞏固なる基礎」だと考えているのである。

次に阪谷芳郎の発言があつた。阪谷は銀本位制と金本位制との得失についてはここでは論じないとしながらも、「唯一言申したいのは此銀本位が宜い、金本位が悪いと云ふことを主張する人は何れも金貨国の人である、ドロツパアス氏の如きも金貨国の人でありまして……若し銀と云ふものが果して宜しいならば決して各国が銀と云ふものを廢することは無い」と述べ、銀本位制維持論が欧米の金本位制国の利害にのせられたものだという不信感を呈し、今日に至つてなお「銀の本位を主張することは、是れは余程優勝劣敗の理に背戻した説になる」と断じる。そして「最早今茲で金銀を争ふのは遅いと思ふ、今日は如何にして金に移るやと云ふことを考へれば宜しい」というのである³⁸⁾。以下の阪谷の発言の内容は、金本位制移行を如何に進めるかという、その方法に関するものである。阪谷は近年金本位制に移行したドイツ、オーストリア、ロシアの3国の事例を説明し、次いでインドの場合を説明している。そして日本についていえば、「我が邦で幣制改革の事を私が見込みましたのは矢張り二十六年の印度の幣制改革の布達が出てからのこと」であり、「印度が金本位制に移る以上はもう今日が日本の幣制を改めるの時機だ、追々東洋も多事になつて来

37) 同上、373～375頁。

38) 阪谷芳郎「次に」同上誌、375～376頁。

る場合だから世界と共に進退する政策を取つた方が宜しい、それに付ては金の鑄造は出来ないから銀の鑄造を止めたら段々に金を準備し、時期が到達した時分金貨の兌換を始めたら宜からう」という、1893（明治26）年に貨幣制度調査会が設置される時点での阪谷自身の考えを改めて示し、調査会の報告のために提出した自身の意見も同一であったと述べている。そして阪谷は「然るに仕合せなことに……余り仕合せではないか知らぬが幣制改革に非常に仕合せな」ことに、とことわりながら、清国からの戦争賠償金庫平銀2億^{テール}両（約3億5000万円）をイギリス金貨3700万ポンドで受領するという事態になったことから、これをもって金準備にあてれば、まさに幣制改革の「時期が到達」したといえるのであって、この時をおいて他に好機はないと阪谷はいうのである。そしてさらに、「現行の金貨幣を真半分にして一円と定むる」こと、「一円銀貨は……当分存在させておく」とことといった事柄についての考えを示した後、阪谷は次のように述べて発言を終えている。

「幣制改革を実施すれば資本共通と云ふものが行はれますから日本は初めて各文明国の金融上の仲間入が出来ます。従つて貿易が発展して来る。……資本が共通する暁には外資も這入り得る便があつて向ふから資本を卸ろし、こちらからも資本を卸ろしたなら経済上融通の区域は広くなります。……随分仕事が仕安くなる傾向があります」³⁹⁾。

阪谷芳郎に見られる金本位制採用の思想は明快である。「銀貨国は支那、朝鮮、暹羅……余り宜い友達の部類ではありませぬ」。金本位制の採用によって「日本は初めて各文明国の金融上の仲間入が出来ます」。「銀の本位を主張することは、是れは余程優勝劣敗の理に背戻した説」だと阪谷はいうのであった。以上の添田壽一と阪谷芳郎とによるドロップパースの演説に対する批判つまり金本位制採用支持の意見が出された後、続いて、添田・阪谷の両意見に対して反論する見解が呉文聡、松本君平、桜田助作の3名から示された。

まず呉文聡は、「今日金貨本位に変はることに大体不同意ではありませぬ

39) 同上、376～379頁。

が」としながらも、次のようにいう。すなわち「今添田君だの阪谷君だの、御述べになつたやうに、それ程の利益があるか、ないかと云ふことを疑ひます」と。呉は、添田が「日本が今日まで貿易上に利益を占め、又製造等の起つて大層盛になつたのは、あれは詰り銀価が五割下落したのに物価は尚ほ四割のみ騰貴したとき其差一割だけ利益をしたのである。然るに今は漸く銀物が平均したから最早時機が達して居る」とする見解を示したことについて、果たして金本位制へ移行する「時機が達して居る」かどうかは、日清戦争による日本の物価の一時的混乱がその判断をさまたげていると述べる。つまり「若し戦争がなしに前の通りで今日まで続いて居つたなら矢張り前の通りな割合で日本の工業商業は発達して行つたかも知れぬ。戦争が始つて世の中が攪乱せられて現象が変つたから我々の眼に惑を起し」ていると呉は見る。ましてや、「永久の所では」金本位制採用を目指すのが良いにしても、賠償金獲得という戦争の結果を利用して、ただちに金本位制採用を断行するという意見を聞くに至っては「日本経済上の自然のなり行きは戦争の爲めに一時攪乱せられて仕舞つたから、我々の所見も混雑せらるゝもの」となってしまったといわざるを得ない⁴⁰⁾。呉は、金本位制採用をあくまでも「日本経済上の自然のなり行き」に沿って考えるべきことを主張している。

続いて松本君平が発言した。松本は冒頭で金本位制採用について「私は……絶対的反対」だと述べる。なぜならば「世界の金と云ふものは凡そ制限がある。文明の進歩と共に金の供給と云ふものは殖へて参りませぬ。……それ故に金を採用するのは今日に於て経済上甚だ不得策である」と松本は金本位制採用反対の理由をいう。そして複本位＝金銀両本位制を支持する。「私の考へるには添田さんの言はれたやうに決して是れは空論的のものではない」。経済学者の議論を見れば「恐らく指を折つて数ふることの出来る人は必ず此両本位に賛成して居る」。「実業家に於ても両本位は必要と認めて居る。此傾向は毎年進んで亜米利加では複本位と云ふことは益々勢力を得て居る」と松本は述べ、複本位制

40) 呉文聡「次に」『東経』第867号 (1897年3月13日) 420~421頁。

実現を「確信して疑ひませぬ」というのである。松本は、欧米における経済上の不振は「金が上つて物価が下がつたから」であって、その結果「職工同盟や細民や其他社会上の罪悪が増加した」と指摘する。そして「物価が上がつた方が社会は幸福を得らるゝか、物価が下がつた方が幸福を得らるゝかと云へば、無論上がった方が幸福を得らるゝと思ふ。……物価の上がると云ふのは極端まで行けば悪い話だが、秩序的に次第々々に上つて来るのは文明の進歩上欠くべからざることである」と、本位貨幣は物価を上昇させる傾向をもたらすものが望ましいと松本はいう。そして松本は、貿易上における銀本位制の有利さを縷々述べ、結局のところ「私は成るべく日本の人が商工業上の智識を得て欧羅巴各国と同一の地位に進む頃まで日本は銀貨本位に依て利益を得なければならぬ」と述べており、複本位制の実現を考究するのではなく、むしろ日本の銀本位制維持を主張しているのである⁴¹⁾。

金本位採用論に対する3人目の反論は桜田助作である。桜田もまた「私は元來熱心の複本位論者であります」と述べ、複本位制は「成程今日では余り欧羅巴では行つて居りませぬが、歴史上長い間行つて居つた制度であり、……複本位と云ふものは実際上行はれない話ではない」と強調する。そしてインドの金本位制を採用した幣制改革をドロップアースが「失敗」と断じたのに対して阪谷が反論したことについて、桜田は「幣制改革をした為に印度の経済が進んだか進まないか」という点から判断してみれば「何しろ印度の不景気と云ふものは疑もなく失策である」といわざるを得ない、という。そして「今日欧羅巴諸国で金貨を用ゐて居るからして日本も其仲間入をしたて宜しいと云ふ阪谷さんの御説でございますが、欧羅巴諸国が世界に足りない金を用ゐて苦んで居るのに此仲間入を私は好んでするのは極めて不得策ではないか」。そしてもう1つ「足りない貨幣を使ふ事に付て起る弊害と云ふのは保護政策を用ゐると云ふこと」であって、鑄貨の国外流出を防ぐために各国は輸入税の引上げなど保護主義的

41) 松本君平「次に」同上誌、421～423頁。

政策を打ち出すであろう。桜田助作はこれらの事柄を挙げて金本位制の採用に反対する立場を示した⁴²⁾。

この日の討論をしめくくるに当って最後に添田壽一が再度立って発言した。添田は、金の産出高は今日増加しつつあること、万国貨幣同盟が成立する見込みは現在のところないが、万一成立したとしても「金を持って居れば損はせぬ」こと、そして今日の物価騰貴は戦時経済による通貨膨張のためでは決してないこと、をつけ加えている⁴³⁾。そして、幣制改革については後日さらに臨時会を開催して論議することを約して、この日の例会は終了した。

Ⅲ 小手川豊次郎の演説——経済学協会臨時会に於て——

経済学協会は、1897（明治30）年3月6日に「臨時会」を開催した。『東京経済雑誌』に掲載されているこの臨時会に関する記事は、小手川豊次郎による「金本位制採用の利害」と題する演説の記録だけであるから、同誌を見る限りでは、この日の集会で前月20日に開催された例会に引き続き幣制改革に関する集中的な議論が行なわれたのか、あるいは小手川が演説をしたのみであったのかは定かでない。この臨時会の開催は先の例会において「政府より幣制改革案を議会に提出すると同時に更に臨時会を開くことに決し」たことにもとづくものであった。金本位制への移行を定めた貨幣法案が2月25日に閣議に提出され、3月1日には議会へ上呈されて、通貨本位のあり方をめぐる議論はいよいよ最終局面を迎えていた。

臨時会での小手川豊次郎の演説は用意周到な準備の上に、これまでの諸議論の論点を手ぎわよく整理した丁寧な論述となっている。小手川は「経済問題中此貨幣問題の如くコンプレツキス錯雑した問題は無いと思ふ。実に経済社会に於ける至大至重の問題でありまして、一国の盛衰消長に関する問題であると謂

42) 桜田助作「次に」同上誌、423～425頁。

43) 添田壽一「次に」同上誌、425～426頁。

つて宜しい位のものであります。夫故に諸君に於ても十分御研究の上之に賛否を表せられんことを望むのでござります」と前おきして、まず通貨本位に関する小手川自身の基本的な考え方を明示している。

「此貨幣問題に付て最も完全なる本位は如何なるものであるかと申しますれば、万国複本位制インタアナシヨナル・バイメタリズム（international bimetallism）が一番完全無欠の貨幣本位とするのである」^{44）}。

この万国複本位制は「天下の識者、経済学者、実業者が認めて以て利益として居る所のもの」であるにもかかわらず、何故それは実現されないのかといえば、それは「欧米各国に於ても夫々社会の裏面に私利情実なるもの行はるゝが為め」である。しかし今日、複本位制の実現を目指す「其勢焰は日々に増進し今将に実行の機運に近づいて居る」と小手川はいう。小手川は欧米での通貨本位をめぐる動向を説明する。すなわち、まずイギリスでは、すでに「バイメタリック・アツソシエーション（Bimetallic Association）」が設立され、万国複本位制へ向けての運動が繰り広げられている。この動きに抵抗するために「金貨本位保護協会（Gold Standard Defence Association）」が「貴族実業者」を中心にして組織され、今のところ万国複本位論と金貨本位論とは「両者相拮抗して」いるといえる。次にアメリカ合衆国では、「国民一般複本位論者と云つても宜い」くらいであって、今月4日にクリーヴランドに代って大統領に就いたばかりのマッキンレーにしても「決して金主義では無い……一国複本位にこそ反対なれ、万国複本位なれば決して反対せぬ」。またフランス、ドイツにおいても複本位制への運動が高まっている、と小手川は説いている。このように複本位制の主張は「日日に其気焰を増進し来り」ているのであるが、しかしながら「もと此複本位問題は万国複本位の制度でありますから或一箇国の独立では如何ともすることは出来」ない。したがって日本としても「複本位は完全なる制度ではありませんが我日本独りの力で複本位を実施することは到底出来ない。……世界中の国が悉く這入ると云ふのではないが、兎に角世界の金銀比価を変動せしむ

44） 小手川豊次郎「金貨本位制採用の利害」『東経』第869号（1897年3月27日）504頁。

る丈の勢力ある英国なり亜米利加なりの仲間に日本も這入世界の強国五六箇国と力を合せてやれば宜しい」というのである⁴⁵⁾。

それでは、この万国複本位制が成立する時までは日本は如何にすべきか。小手川はいう。銀本位制を維持するかあるいは金本位制を採用するかの二者択一しかあるまいが、「此二つの中害悪の少ない利益の多い所のものを取るが宜しい」。そしてこの問題はひとえに「将来金銀比価の変動如何」にかかっている、と。「尤も金銀比価の変動と云ふものは未来の事に基くものであるから、上がるか下がるかと云ふことを予言するのはむづかしいが」、金銀比価の変動が「我経済社会にどう云ふ変動を起」すかについては大いに研究する必要があると小手川は力説している⁴⁶⁾。そこでまず第1に、日本が金本位制を採用した後に銀価がさらに下落した場合、日本の経済社会に如何なる事態が生じると考えられるだろうか。これについて小手川は16の事柄を各々に説明を付しながら箇条書きに挙げている。その事柄とは、

- 1 諸物価が漸次に下落する。
- 2 債務者の返済負担、納税者の納税負担が増大する。
- 3 物価の下落により商工業の不振をまねく。
- 4 米価の下落、納税負担の増大により農民が困難となる。
- 5 所得税・消費税等の租税収入および鉄道・電信電話等の官営事業からの収入が減少する。
- 6 雇主の賃銀負担が増大する。
- 7 中国その他の銀本位制国からの輸入品の価格が低下し、輸入数量が増加する。
- 8 銀本位制国向けの輸出品の価格が上昇し、輸出数量が減少する。
- 9 商工業の不振により労働者の需要は減少する。
- 10 商工業の不振により資本の需要は減少し、したがって金利は下落する。

45) 同上, 504~506頁。

46) 同上, 506~507頁。

- 11 金利の下落により、公債・株価は騰貴するため公債・株券等所有者は利益を得る。また債務者も利益を得る。
- 12 「遊意坐食の民」を利し、農商工の生産者を困弊させる結果、貧富の懸隔をさらに拡大させるに至る。
- 13 物価の下落により政府の支出は一時的に減少するが、収入もまた漸次に減少する。
- 14 金銀比価の変動により銀本位制国との貿易取引に多少渋滞を来たす。
- 15 外資輸入は少しく見込み得るとはいえ、大きな期待は出来ない。
- 16 金本位制国との貿易取引は容易となるものの、対等の競争は日本の商工業にとって大いに不利である⁴⁷⁾。

小手川はこれらの事柄を挙げた後、「要するに我国にして金貨本位を採用しまするも一朝金価騰貴し銀価下落するが如き事実あるに於ては前陳の如く其不利益實に少からないのであり」、「特に此場合に於て外国貿易の如きは非常の不利益を被むる」ことになるというのである⁴⁸⁾。第2に、日本が金本位制を採用した後に銀価が騰貴した場合にはどうであろうか。ここでも16の事柄が簡潔に箇条書きで挙げられている。すなわち、

- 1 諸物価の騰貴。
- 2 債務者および納税者の利益。
- 3 商工業の発達。
- 4 農業の好況。
- 5 租税およびその他の政府収入の増加。
- 6 労働者の実質賃銀の低下。但し労働者の需要増加により償い得る。
- 7 銀本位制国からの輸入の減少。
- 8 銀本位制国への輸出の増加。

47) 同上、507頁、小手川豊次郎「金貨本位制採用の利害（続）」『東経』第870号（1897年4月3日）543～545頁。

48) 小手川豊次郎「金貨本位制採用の利害（続）」『東経』第870号、545頁。

[9 労働者の需要の増加。]

- 10 投機事業の興起。但し銀行業者の警戒・徳義心の養成により救正する道あり。
- 11 債権者の不利益。但し経済界の活況により償い得る。
- 12 貧富の懸隔の抑制。
- 13 政府支出の増加。但し収入の増加により償い得る。
- 14 銀本位制国との貿易取引に多少渋滞を来たすは第1の場合と同じ。
- 15 外資輸入が少しく見込み得るは第1の場合と同じ。
- 16 金本位制国との貿易取引が容易となるは第1の場合と同じ⁴⁹⁾。

小手川はこの様に列挙し、そして「要するに金価下落し銀価騰貴する場合に於ては前記の如き不利もあらんも、先大体上利益多き現象を呈出する」ことになるという⁵⁰⁾。そして第3に、金銀比価が変動しない場合には「今日の経済上の有様と殆んど異なる所なきもの」と見てよい⁵¹⁾。

以上に見てきたことから明らかな通り「我今日の幣制改革なるものは将来金銀比価の変動如何に依て大に利害を異にするものであり、唯々或金貨本位論者の云ふが如く金が騰貴するも下落するも金貨本位は徹頭徹尾良本位であると云ふは随分乱暴の所説である」、と小手川は論じている。それでは、今回の幣制改革についての小手川自身の意見はどのようであろうか。

小手川は金本位制を採用することに賛成する。その理由は「将来銀価は騰貴して金価は下落しよう」と考えられることにある。ただし、と小手川は「自分は充分確固に銀価騰貴し金価下落すると云ふ事実を調査し、且つ列国の貨幣政策の今後の模様を見て徐々と金貨本位制を決行することにするも豈に遅しとせないではない乎、何を急激に之れを決行するの要あらんやと云ふの主意である」と述べ、金本位制採用の時期については、列国の貨幣政策の動向を見きわめた上で決めるべきことを主張している。そして将来銀価が騰貴すると見込まれる

49)50) 同上, 545頁。

51) 同上, 546頁。

要因としては「複本位の成立より先づ有力なるものはあるまい」と小手川はいう。要するに小手川の幣制改革意見は「複本位にして成立するの見込あるに於ては今日に於て金本位制を執行するは可」であるが、「之れとても未だ断言する能はざるものなれば今暫時列国の形勢を観察するは我国の為め尤も得策である」というものであった⁵²⁾。

小手川は、将来に万国複本位制の成立を展望し得ることを前提条件として金本位制の採用を支持するのであったが、その小手川にしてみると、今日の金本位制採用論者の主張にははなはだ不満なところがあった。小手川の演説の後半は金本位論者批判へ向かっていく。

日本が金本位制を採用した後に金価騰貴＝銀価下落という事態となった場合、金本位論者のなかには、これによって日本にもたらされる不利益を外資の輸入をもって償い得るとする意見があるが、「是れ実に思はざるの甚だしきものであらうと思ふ」と小手川はいう。つまりこの論者によれば外資の輸入によって「我金利を低廉ならしめ、以て大に殖産企業(ママ)の發達を裨益するの利益あり」というが、しかし金価騰貴によって日本経済へもたらされる損失は外資輸入くらいをもってしてはとうてい埋め合わせることは出来ないし、そもそも「外資なるものは果して輸入するか、之れ亦実に疑であ」る、と小手川はいう。「西洋人はそんなに我國民が思ふ丈け日本を大国とは思つて居ないと云ふことは事實です。……金貨本位なるが為めに外資來たと云ふなれば、印度今日の如き高歩であるに何故外資は來たらざるや。況んや自國に親近の關係あるを以てをや。故に私は唯金貨にしたからと云ふつてそんなに外資の來たるものでないと思ふ。左らば外資の來たるのは全く其國の信用如何に依るのです。我國の信用の程度未だ印度に及ばざるは何人も疑ひない所でせう」。さらに小手川は「外資の輸入果して利益か不利益か是れ亦強あながち問題とならない疑問であるとは云はれまい」という。「我日本の如き外資輸入せらるゝとせば、恐らくは二三外

52) 同上、546～547頁。

人の手に左右せられん」。「外債を借らずに自国の経済を以つて漸次に発達させるのも亦利益である」⁵³⁾。

金本位制採用論者の主張に対する小手川の批判の言葉はさらに高揚していく。「特に金貨論者の主唱する所は一つも学理に合することなく、唯々俗論のみを陳列して世人を惑はせしむるに過ぎないやうに見ゆるのです。今日金貨論者の所論は一夜造りのもので、毫も深く各国の事蹟情態を知らざる迂濶の議論が多きやうであります」と。小手川は金本位制採用を支持する主張の論拠として論じられている事柄として21の項目を列挙し、そのひとつひとつに反論を加えていった。小手川の整理によるその21の事柄とは、

- 1 世の金貨論者は曰く、金価は変動せず。
- 2 曰く、金本位制国の物価下落は金価騰貴のためではなく全く学理器械の発明によるものである。
- 3 曰く、物価下落が金価騰貴によるものとすれば貸銀もまた下落するはずだが、何故貸銀は下落しないのか。
- 4 曰く、銀価は屢々変動する。
- 5 曰く、日本の物価騰貴は銀価下落のためである。
- 6 曰く、日本国内における兌換紙幣の膨張は、朝鮮・台湾・中国等への散布により、それほど大きくない。
- 7 曰く、金本位制の優位さは世界各国が金本位制採用へ動いていることでもって証明される。
- 8 曰く、英・米・仏・独・露はいずれも金本位制国である。
- 9 曰く、金銀比価は今日より変動せず。
- 10 曰く、日本の金本位制採用・1円銀貨処分の後は如何に金銀比価が変動しようとも、日本経済とは関わりない。
- 11 曰く、日本の貿易取引は対金本位制国が7割、対銀本位制国が3割である故に、金本位制を採用すべきである。

53) 同上, 547~549頁。

- 12 曰く、銀価は下落する故に金本位制を採用すべきである。
- 13 曰く、戦争勝利により大量の金貨を獲得した故に金本位制採用の好機である。
- 14 曰く、銀価下落すれば国富（＝地銀の価値）が減少する。
- 15 曰く、銀価下落すれば金本位制国に対する支払いが増加する。
- 16 曰く、金本位制となれば物価下落する。
- 17 曰く、金1銀32.34とする時には日本は金を吸収し得る。
- 18 曰く、兌換紙幣の4円以下は補助貨をもって兌換すればよい。
- 19 曰く、日本は金本位制を採用し、金本位制国との経済上の競争は、銀価下落にたよらず、対等にせよ。
- 20 曰く、金の産出額は増加する。
- 21 曰く、金本位制となれば為替相場の変動を避け得る⁵⁴⁾。

以上のように小手川は金本位制論者の主張を書き並べ、それぞれについて、その誤りや相互の矛盾などを指摘し、「其主論とする所常に動揺して取るべきもの少なきを見るなり」と述べる。これらのうち13番目の項目、すなわち戦争賠償金として獲得した金貨に依拠して金本位制を確立しようとする事について、その脆弱さを指摘する小手川の見解を示しておこう。

「戦争の為め金を得たりと云ふも、一朝去年の如く、五千四百万円も輸入超過するとき、仮令今日一億五千万円以上の金貨を有するも……今後二三年を出でずして金貨は消失するに至るべし。況んや今後軍備は拡張のため内地に於て製造するものも多くは海外より輸入する故に、金貨流出すること多かるべし。亦通貨は金貨本位となりし為め減少するものにあらず。故に輸入増加し、正貨濫出するに至らん。去れ共此場合は銀本位にても輸入超過せば銀流出するなれども銀は得るに容易なることの利益あり。而して将来産金額増加

54) 小手川豊次郎「金貨本位制採用の利害（前々号の続）」『東経』第872号（1897年4月17日）639～643頁。

して金の下落することあるに於ては可なれども、今日に於て金を得ること実に困難なればなり」⁵⁵⁾。

小手川の主張は、万国復本位制の成立を「将来世の了解せらるゝに至れば、必ず実行せらるゝ」⁵⁶⁾ものと確信しつつ、これにより銀価の反騰が見込まれるという予測を根拠として金本位制の採用を支持する、という論理であった。したがって欧米諸国の通貨政策の動向を見きわめつつ採用時期を決定すべきであって、戦争賠償金に依拠した即時金本位制断行という政府の決定には反対する立場を小手川は表明しているのである。

Ⅳ 田口卯吉の演説——衆議院に於て——

1897 (明治30)年3月11日、田口卯吉は衆議院において政府より上呈された貨幣法案に関する演説を行なった。同法案に対してはすでに賛成意見が大勢を占めようとしていたなかで、田口は次のように述べて演説を始めた。

「私は此度の此松方伯の制定せられたる金貨本位は、古今無類世界無比の金貨本位であると云ふことを、諸君に申上げねばなりません。古今無類、世界無比の金貨本位を定めらるゝに当て、縦令議会の形勢は如何なりとも、私は是に対して一言反対意見を述べて、諸君の御熟考を請はねばならぬのです」⁵⁷⁾。

田口は「本案に於て貨幣制度調査会の意見、若くは調査と云ふものは一も採用してない」という。調査会でもって最も明確に金本位制の採用を是とする立場をとった阪谷芳郎においてすら、この法案が定めている一円銀貨を法貨から排斥するといったことは主張していないのであって、「今日世界の金銀比価の大勢を見、又世界の経済論を知る者が、銀貨排斥と云ふやうなことは決して出

55) 同上、642頁。

56) 同上、644頁。

57) 田口卯吉「貨幣法案に対する演説—明治三十年三月十一日衆議院に於て—」『鼎軒田口卯吉全集』第7巻所収、182頁。

来ない」と田口は述べる。田口がこの法案に定められた金本位制の諸規定をもって「古今無類世界無比」と見たのは何によるのか。それは、すなわち今回の幣制改革で金本位とするにあたって、その根幹となる金銀公定比価を金1対銀32.34、そして金と補助銀貨との鑄貨比価を1対28.75と設定したことにあった。田口はいう。「政府は十九年以来熟考に熟考を加へ、鄭重に調査をせしめて、此案を立てられたと言はれますけれども、私の考では此案は鄭重に調査せられたものとは信ずることを得ず。恐らくは極く近頃に至つて出来たものであらう。最初は銀貨は今日の如く通用せしめらるゝ考へであつて、近頃に至つて此銀貨は通用しては不都合だと云ふことに気付かれて、而して斯る新案が出たものと思はれるです。咄嗟の新案である。貨幣制度は決して斯の如く匆卒^{そうそつ}なる考を以て定むべきものではないと私は信用致します」⁵⁸⁾。

それでは、この法案に定められた金銀比価をもって金本位制が実施されたならば、今後果たして日本経済に如何なる事態が生じるであろうか、と田口は演説を進める。松方によれば金1銀32という比価は「当分狂はぬと云ふ見込」だというけれども、今後もし金価が騰貴することがあつても、あるいはまた下落することがあつても「不都合の起るものである」。財政・通貨への影響だけを考えてみても、金価騰貴＝銀価下落となつた場合には、政府は今後5年間におよそ6,000万円の1円銀貨を鑄潰して銀塊として海外へ売却するとしているのであるから、国庫に損失を与えることは明白である。例えば1円銀貨を鑄潰して90銭で売り出すといったことを想定してみればよいのである。逆に金価下落＝銀価騰貴となつた場合には、外国の価値の低下した金貨が日本に流入し、日本に流通している1円銀貨を海外へ駆逐してしまうであろう。さしあたりは銀貨鑄潰しによって国庫へ損失を与えるということはないが、しかし一段と金価が下落して金1銀28.75よりもさらに下落したならば、補助銀貨が海外へ流出することになるのである。補助貨幣がなければ日常の経済生活はとうてい立ち行かない。「此懸念と云ふものは、決して杞憂と云ふことは出来ません。万

58) 同上、183～184頁。

一あつたならば実に変なことでございませぬか」。そしてさらに金価が金1銀19以下に下がったならばどうなるであろうか、と田口はいう。「此事は私は決して空言を言ふのではない。彼の明治二十三年に、亜米利加に於て、シエルマン条例の行れましたときには、金一、銀十九になつたと云ふことは、当局者の吾々に報道した調に依つても明である」。金貨をもって資本としている国立銀行・私立銀行等は甚大な損失を被り、「即ち恐慌と云ふものも起らないとは言へますまい」⁵⁹⁾。

田口の見るところによれば、こうした金1銀19というような金価の下落、銀価の騰貴が今後起らないとはいえないのである。いや「私は起ると言はなければならぬ」と田口は強調する。なぜならば「欧羅巴並に亜米利加等の諸国は、皆此変動のあらん事を希望して居る」、すなわち「万国複本位と云ふことに熱心して居る」からである。欧米の金本位制諸国では今日、物価の回復が最重要政策課題となっている。万国複本位制を成立させることは、物価回復策を模索する欧米諸国の利害に共通にかなうことであるから、必ず実現すると田口は見ているのである。田口はいう。「欧米諸国でも物価が下落して困る、どうしても貨幣を殖して呉れろ、銀貨を貨幣として通用して呉れろと云ふのが、即ち万国複本位論の名を以て現はれて居るのでございますから、是は諸国何れの政府でもやるに違ひない。若しもやりましたならば、即ち銀貨の価は恢復する。銀の価が恢復しますれば、此度政府が定めたる貨幣法案と云ふものは、直ちに破壊してしまふのです」。そして、「凡そ貨幣制度を改革することは、斯の如く軽卒なる脆き所の貨幣法と云ふものを濫りに定めるものでありますまい」⁶⁰⁾。

以上のように田口卯吉は政府の提出した貨幣法案の定める金本位制のはらむ脆弱さを指摘した。そして田口は、それでは日本の当面の幣制は如何にあるべきか、と話を続けた。今後銀価騰貴が予想される時に、もしもどうしても金本位制を採用するというのであれば、「亜米利加、若くは欧羅巴に於て此銀価回

59) 同上、184～187頁。

60) 同上、187～189頁。

復の勢力が如何に強からうとも、此貨幣制度をして危険ならしめざる」ために、金銀比価は過去の「最低価を以て定むべき」である。すなわち「矢張万国が行つて居る如き方法を以て金一、銀十六、若くは補助貨幣は十四と此法案を定めなければならぬ」。そして、それと同時に「銀貨排斥と言ふ如き法貨より銀貨を逐払ふと云ふが如き、世界無類の經濟論、今日世に容れられざる所の此經濟策を取除けて、矢張一円銀貨と云ふものを無制限に我国に通用すると云ふことを行はねばならぬ」⁶¹⁾。田口がここに提案する金本位制は、結局のところ、新貨条例に定められた幣制を動かさないということになる。だから田口はいう。「銀価恢復と云ふ論が常に盛んな時に当つて、新に貨幣制度を改革すると云ふことは、実に向ふ見ずの話、世間見ずの話……と云はなければならぬ」のである。そして田口は次のように述べて結論とした。

「今私が見る所を以てするのには、今日は決して日本に於て貨幣制度を改める時でない。新に改める時でない。世間の金銀の比価が稍々静定して、静まつた時を待つて、而して之を定むるが実に至当であらうと思ふです」⁶²⁾。

最後に田口は、「兎に角此原案として出て参りますと、今日の議会は大概御賛成になる傾を持つて居る。併ながら危険と云ふことが分つたならば、是は今日改める必要はないのですから、直ちに反対なされたら宜からう」。「若し我帝国議會にして、軽々に原案だから賛成すると云ふ如き議員が揃つて居ない議會ならば、此案の如きは直ちに排斥すべきものと思ひますが、此満場の諸君は如何なる議員でありますか、尚ほ私は投票の上に於て、諸君の御挙動を拝見致さうと思ひます」と述べて、演説を終えた⁶³⁾。

田口卯吉が衆議院において貨幣法案反対の演説を行なった2日後に発行された『東京經濟雜誌』には、「新貨幣法の欠陥」と題された田口の論稿が掲載されている。その内容は上に見てきた衆議院での演説の内容とほぼ同じであるが、

61) 同上、189～190頁。

62) 同上、191頁。

63) 同上、191、193頁。

田口の主張を若干ながら補足する意味もあるので、この論稿をひと通り見ておくことにしたい。

田口の貨幣法案に対する批判は、この論稿においても、そこに設定された金銀公定比価に向けられている。すなわち「当局有司は何を根拠として金一銀三十二と三分の一の比価の永続すべきことを保証する乎、何を根拠として金一銀二十八・七余の補助貨を危険なしと保証する乎」。確かに1895（明治28）年に市中の金銀相場が約1対32となったことはあったが、しかしそれも1年間のことにすぎず、その後は銀価がややもち直していた。田口の見るところ、「経済の道理に照すも、世界の相場金一、銀十五半なりしこと久し。一朝金貨本位の流行に因りて、之をして金一、銀三十余に至らしめしと雖も、天定まれば人に勝つ、必ずや金銀の利益増加し其産額増加し、銀銀の利益減少し其産額減少し、終に金銀の比価をして再び旧に復せしむるなきを保せず、況んや欧米諸国に複本位論の勢力日に盛なるをや」⁶⁴。他方、金価がさらに騰貴して銀価の下落に拍車がかかったならばどうなるか。この場合には「譬へば香港、上海、シンガポール辺に流通する所の一円銀貨は皆流れて日本に帰り、我金貨と交換して去るべし」。日本でこれまでに発行された銀貨がおよそ1億5,000万円だとすると、当時そのうちおよそ1億円が「我銀貨をして東洋貿易の公貨たらしめんとの政略」のもとに国外へ流出していた。これらが国内へ還流してくるとすれば、大量の銀貨鑄潰しは必至である。政府は今後の銀価下落を想定していたがゆえに、法案に1円銀貨についてその通用禁止から5年以内の全廃（銀貨排斥）を定めざるを得なかったのである。田口はいう。「夫れ世に銀貨排斥と云ふ事ほど拙策なし。試みに日爾曼、羅典同盟、北米合衆国等をして悉く其銀貨を本位より排斥せしめよ、世界の金銀比価は果して如何なる割合を示すべき乎」。欧米諸国では金1銀15余の公定比価を堅持して銀貨を通用させつつもなお市中銀価の下落を招いている時に、日本が銀貨排斥を行なうことの非を田口は指摘する。加えて、銀貨排斥が完了するまでの間は実質的に「日本一国を以て世界の為に

64) 田口卯吉「新貨幣法の欠陥」（1897年3月13日）同上書所収、177～178頁。

複本位的作用を行ふ」ことになるのであって、「金価下落せば金貨来り、銀価下落せば銀価来り、出入紛雑せん」結果となるであろう⁶⁵⁾。

ここにおいて田口卯吉はひとつの提案を行なう。「我國民にして果して金貨本位を望まば、之を行ふも可なり」。ただし次の方法によるものとする。すなわち、銀貨の自由鑄造を廃止し、金銀公定比価を市中比価よりも銀価高に設定すること。この方法は実はインドがその幣制改革の際に採用した方法であって、田口はこれに着目した。これこそが「銀貨鑄潰の損失もなく、補助貨輸出の危険もなく銀行破産財政紊乱の憂もなく安全にして且つ確実なる金貨本位制」である、と田口はいうのである。そしてこの場合には「貨幣改造の必要」はない。「欧米諸國は決して金一銀十五余の旧比価を改めざるなり。故に我邦亦飽くまで金一銀十六余の現制を保持して世界の変勢を待つべきなり。是れ余輩が國家に希望する所なり」と述べて田口はこの論稿を結んでいる⁶⁶⁾。

V 金本位制採用——むすびに代えて

貨幣法案は可決・公布され、日本に金本位制が実施されることとなった。同法第16条は従来の1円銀貨を新本位金貨1円（＝金750mg）をもって交換することと定めた。すなわち、新貨条例が定めた円の平価を半分に切下げる形でもって金本位制は成立した。

田口卯吉は貨幣法公布から10月1日の金本位制施行開始までの間に、この貨幣法公布の日本経済への影響に関して観察するところを幾つかの論稿に書いている。まず7月3日発行の『東京経済雑誌』に「新貨幣法実施の結果如何」と題する短かい文章が掲載された。田口はいう。

「近時の銀価下落にして十月以後に継続し、更に益々下落するに^{まさ}方にあり、円銀をして新金貨と同価に即ち旧金貨の半価に通用せしむるの結果果して如

65) 同上, 178~179頁。

66) 同上, 180~182頁。

何ぞや。所謂「グreshamスロー」の作用に依り、低価なる銀貨は高価なる金貨を駆逐すべきを以て、我が円銀の埋蔵せらるゝものは出で、海外に流出せるものは帰来して、先づ兌換紙幣と交換し更に兌換紙幣を以て金貨を取付くべし。……銀貨をして飽くまで金貨を駆逐せしめば、金貨準備減少して兌換制度をして危からしむべきを以て、速に銀貨の通用を禁じ、之れを上げざるべからず。而して金貨の取り付を防ぐ為めには、日本銀行の利子を引き上ぐる必要もあるべく、結局通貨は収縮せざるべからず、随つて物価は下落せざるべからざることなり」⁶⁷⁾。

世論では日清戦後経営のただ中で正金準備による通貨膨張→物価騰貴という形勢が続くかのように喧伝されていた時に、田口は物価下落の予測を説き、「今日の形勢が依然として十月以後に継続すべしと思惟せるは誤謬にあらずして何ぞや」⁶⁸⁾というのであった。そして翌8月7日発行の同誌に掲載された「金貨本位実施の影響漸く市場に顕はる」と題する短文において、「我経済雑誌の夙に警告したりし所」の物価下落の徴候があらわれ始めている、とした。すなわち第1に外国為替市場における円銀の騰貴、第2に物価騰貴を当て込んだ業者による不渡手形の増加、を田口はその徴候として示している⁶⁹⁾。

9月に入ると円銀通用禁止の問題が浮上した。9月4日発行の『東京経済雑誌』には「銀貨の通用は未だ俄に停止すべからず」と題する論稿が掲載された。田口の見解は、その表題に示されている通りであり、その理由を田口は「蓋し円銀の通用を停止すべきの必要は、銀価騰貴し我邦には金貨のみ流通するの時に於て始めて起ることなり。何となれば、若し斯かる場合に於て、円銀の通用を許可するに於ては、我が邦一国を以て、世界の為めに複本位制を立るの姿ありて、他日銀価下落の事あるに至りて円銀再び我邦に帰来するの虞あればなり。然れども今日の如く銀価下落の場合に於ては、円銀の通用を停止するの必要は実にあることなし。其の流通の総額を適當の度に止めおけば、円銀は標本貨

67) 田口卯吉「新貨幣法実施の結果如何」(1897年7月3日)同上書所収、193~194頁。

68) 同上、195頁。

69) 田口卯吉「金貨本位実施の影響漸く市場に顕はる」(1897年8月7日)同上書所収、195~198頁。

〔token money = 名目貨幣〕となり、金貨と共に円滑に流通して毫も害なきことは、米、仏、独等の今日の実況実に之を証するに余あることならずや」⁷⁰⁾と述べている。しかし田口は海外に流出した銀貨が新金貨との交換を目指して大量に国内に還流することを恐れてはいた。「其の帰来する金額果して幾可なるやは実に一大疑問なりとす。若し不足せば日本銀行の金貨準備を減ずるより外一策なきなり」。「国庫の損失をして最も少からしめんと欲せば、銀貨は他日金価下落の兆候顯はるゝ迄、通用せしむるの外一策なきなり」⁷¹⁾というのである。この田口の意に反して、政府は9月18日に勅令をもって1円銀貨を翌1898（明治31）年4月1日限りで通用禁止とすることとした。こうなると銀価下落が続く限り円銀処分は一刻も早いほうがよかった。9月25日発行の同誌に掲載された論稿「円銀は果して補助銀貨に改造し得る乎」では、「円銀の通用は決して急速に禁止することを要せずと雖も」とことわりながら、「金一銀三十二と云ふが如き割合にて永く円銀を通用せしむるは害あるべきを以て、早晚其の通用を禁止して之を引上げざるを得ざるべし」と田口は述べている。そして「故に銀の処分、即ち銀塊を売却し円銀を潰鑄して売却することは、⁽⁷²⁾貨制改革を議決するや否や直ちに着手すべきなり。何となれば、既に貨制改革を議決し、而して円銀は早晚引上げざるべからずとせば、円銀を潰鑄して売却するは実に一大難事にして、銀塊の売却を躊躇延引するは決して損失を免かるゝ所以にあらざればなり」⁷²⁾と。田口にしてみれば円銀処分は本意でなかったが、しかし「我が邦一国を以て、世界の為めに複本位制を立るの姿」にあっては、円銀処分はやむを得ないことであったのである。そして円銀処分を行なうからには、国庫の損失を可能な限り小さくするために、早急に実施することを求めたのである。結局、政府は1898年6月に、貨幣法では通用禁止から5年以内と定めていた円銀の金貨との交換期限を、同年7月31日限りと大幅に短縮したことから、当初

70) 田口卯吉「銀貨の通用は未だ俄に停止すべからず」（1897年9月4日）同上書所収，198～199頁。

71) 同上，199～201頁。

72) 田口卯吉「円銀は果して補助銀貨に改造し得る乎」（1897年9月25日，10月2日）同上書所収，201頁。

田口が危惧したような大量の円銀還流もなく、円銀通用禁止から始まった円銀処分問題は結着することになる。

この後、田口の通貨本位に関する議論はほとんどなくなる。わずかに1898年6～7月に、物価騰貴をしずめ増税をしなくとも財政を整理し得る方法として「旧条例の金貨本位と為すべし」とする、つまり金銀公定比価をかつての約1対16に戻すことを提案している⁷³⁾。田口はあくまでも旧比価を支持した。物価を米1石当り6円の水準にまで引き下げ、通貨価値の安定をはかろうとする田口の主張には一点のくもりも見られない。田口はいう。

「余は嘗て貨幣制度調査委員会報告^(ママ)に於て、左の如く述べたり、
蓋し我邦経済上の秩序は既して米価六円内外の時にありと云ふを得べし。地租改正の米価は全国平均四円十銭にして、爾後屢々修正を経て三円九十銭となれり、故に米価大約六円内外にあらば、是大いに人民に薄からず、亦大いに国庫に厚からず、随つて地方の経済、官吏の俸給、地方及会社の補助、都鄙人民の生計等皆大なる変動を蒙らざるなり。然るに今や米価八円となれり、是れ豈に大に経済上の秩序を混乱するものにあらずや、假令其の間種々の事情を経て茲に至れるものなりとはいへ、之を以て完全なる貨幣制度とは見るを得ざるなり。

と。余は此の目的を遂げんが為に万国複本位を説けり。今我貨幣制度を改め、旧条例の金価を本位となさんとするの主意、又之に外ならざるなり」⁷⁴⁾。

そして田口は「蓋し此の論の価値は有識者に非ざれば解する能はざるべし、然れども余は有識者にして之を解すれば、假令輿論とならざるも、他日実行の機を得べきことを見るものなり」⁷⁵⁾というのであった。

73) 田口卯吉「貨幣制度を改めて旧条例の金貨本位と為すべし」(1898年6月25日)同上書所収、203～207頁。同「旧条例の金貨本位を実施する方法如何」(同年7月9日)同書所収、207頁。

74) 田口卯吉「貨幣制度を改めて旧条例の金貨本位と為すべし」同上書、206～207頁。

75) 同上、206頁。